

JIS

環境ラベル及び宣言—
自己宣言による環境主張
(タイプII環境ラベル表示)

JIS Q 14021 : 2000

(ISO 14021 : 1999)

(2006 確認)

平成 12 年 8 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS Q 14021には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) リサイクルシステムの概略図

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成12.8.20

官報公示：平成12.8.21

原案作成協力者：社団法人 産業環境管理協会

審議部会：日本工業標準調査会認定認証部会（部会長 大島 榮次）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者 又は 工業技術院標準部管理システム規格課 [番号100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

環境ラベル及び宣言—
自己宣言による環境主張
(タイプII環境ラベル表示)

Q 14021 : 2000
(ISO 14021 : 1999)

Environmental labels and declarations—
Self-declared environmental claims
(Type II environmental labelling)

0. 序文

0.1 この規格は、1999年に第1版として発行された**ISO 14021**, Environmental labels and declarations—Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling) を元に作成した日本工業規格であり、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

0.2 環境主張が広く行われるようになり、そのような環境主張が作られる際に、製品のライフサイクルのすべての関連する側面について考慮することを要求する環境ラベル規格の必要性が生じてきた。自己宣言による環境主張は、製造業者、輸入業者、流通業者、小売業者、その他環境主張から利益を得るすべての人が行うことができる。製品に関する環境主張は、説明文、シンボル又は図表の形をとることができ、製品又は包装ラベル、製品説明書、技術報告書、広告、広報、通信販売、及びそれらについてインターネットのようなデジタル若しくは電子媒体を通して行われる。

自己宣言における環境主張においては、信頼性の保証が不可欠である。信頼できない欺まん(瞞)的な環境主張から起り得る貿易障壁、不公正な競争などの市場への悪影響を避けるため、検証が適切に行われることが重要である。環境主張を行う場合に使用する評価方法は、明確で、透明性があり、科学的に適切であり、そして文書化されていなければならない。そうすることによって、製品購入者及び潜在購入者は、主張の有効性に確信をもつことができる。

1. 適用範囲 この規格は、説明文、シンボル及び図を含む自己宣言による製品の環境主張に対する要件について規定する。この規格は、更に環境主張に共通して用いられる中から選択された用語について規定するとともに、その用語の使用上の限定条件を規定する。また、この規格は、自己宣言による環境主張に関する一般的な評価及び検証方法並びにこの規格において選択された主張に関し、特定の評価及び検証方法について規定する。

この規格は、法的に要求される環境情報、主張、ラベル、その他適用される法的要件を排除し、それらに優先するなど、いかなる変更をも行うものではない。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年(又は発行年)を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。

JIS Q 14020 : 1999 環境ラベル及び宣言—一般原則

備考 ISO 14020 : 1999, Environmental labels and declarations—General principlesがこの規格と一致している。

ISO 7000 装置に用いる図記号—索引及び摘要